

三浦市社会福祉協議会 活動助成実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、広く社会貢献の心をもって、創造的に福祉活動を実施している団体・グループ等(以下「団体等」という。)に対して助成を行うことにより、住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合うまちづくりに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) ボランティアグループ活動経費助成
- (2) 福祉・当事者団体活動経費助成
- (3) 地域ふれあいサロン事業助成

(対象要件)

第3条 対象とする団体等は、住民の主体的参加に基づく福祉コミュニティづくりに寄与する福祉活動を行っている団体等であって、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 活動の主たる基盤を三浦市に有する民間の非営利団体等であって、法人格の有無は問わない。
ただし、市から助成を受けている事業または会員・構成委員の自助若しくは互助的な活動を行うことを主たる目的とする団体等は対象としない。
- (2) これまで一定の活動の事績を有し、今後も継続的・発展的な活動が望まれること。
- (3) 一定数以上の自発的な会員を有し、組織体制が明確であること。
- (4) 事業計画や会計収支が明瞭であること。

(助 成 金)

第4条 助成金については、下記のとおりとする。

- (1) 助成金は原則として、事業費の不足分を補う程度のものとする事業費補助方式とし、申請額の上限は10万円以内とする。また、助成率は申請事業における総事業費の50%以内とする。ただし、以下の各号の要件を満たす団体等にあっては、これによらない。
 1. 活動の公益性、社会性が著しく高い。
 2. 広域的な活動であって、事業の波及効果が大きい。
 3. 事業計画を鑑み、助成の効果が非常に期待される。
 4. 福祉・当事者団体活動経費助成
- (2) 助成額の決定は三浦市社会福祉協議会(以下「本会」という)会長(以下「本

会会長」という)が申請者に書面通知する。

- (3) 助成は同一団体に対し一回を原則とする。ただし、本会会長が認める場合はこれによらない。

(助成金の使途)

第5条 助成金は、採択された年度の活動に必要な経費の財源に充当するものとする。

ただし、以下の経費について助成金を充てることはできない。

- (1) 賃金等の人件費
- (2) 他団体への寄付金

(申請及び助成団体の責務)

第6条 助成金の申請及び助成団体の責務は以下のとおりとする。

- (1) 別紙(様式①又は①-1)に所定の事項を記入し、本会会長あて申請するものとする。
- (2) 助成団体は、採択された年度の事業報告を、別紙(様式②)に必要事項を記載し、本会に提出するものとする。
- (3) 助成団体は、当初の事業計画を変更しようとするときは、事前に本会の承認を得なければならない。

(審 議)

第7条 本会は、前条の規定により受理した申請内容について、書類審査を行い、場合によってはプロポーザル等のヒアリングを受け、三浦市ボランティアセンター運営委員会に意見を求めることができる。

(助成金の返還)

第8条 助成団体が、助成金を不正に使用したとき、又は事業計画と著しく異なった事業目的に使用したとき、若しくは助成団体の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、本会は助成団体に対し、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができるものとする。

(情報公開)

第9条 本申請による情報は、選考作業や助成の可否通知等の事務に活用するものとする。但し、助成が決定した場合、決定団体に関する情報を一般公開できるものとする。

(そ の 他)

第9条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。